■ 景観計画区域内行為届出書添付資料　景観配慮説明書（エリア別基準用）

○ エリア別基準（豊橋駅周辺エリア）への対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 視点 | 地域らしい景観づくりのポイント | 具体的な景観配慮 |
| Ⅰ  地域の成り立ちを知る | 地域の歴史と文化を活かしながら、東三河の顔に相応しい、賑わいと風格を創出するよう努める。 |  |
| 中心市街地に相応しい、魅力ある夜景を創出するよう努める。 |  |
| Ⅱ  周辺を見渡す | 大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺のまち並みから突出して見えないよう努める。 |  |
| 自己主張をしすぎず、周辺のまち並みと調和する形態、意匠とする。 |  |
| 周辺のまち並みと調和する色彩とする。 |  |
| 屋外広告物は集約化を図り、建築物や周辺のまち並みに調和させる。 |  |
| 中心市街地のまちづくりにあわせ、公共空間と調和したデザインに努める。 |  |
| 周辺の自然や地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないよう努める。 |  |
| Ⅲ  細部に目を向ける | 周辺のまち並みに調和する素材の使用に努める。 |  |
| 緑化により潤いを創出するとともに、通りごとの環境に合わせ、賑わい等を感じる魅力あるデザインに努める。 |  |
| 駐車場や荷捌き場は、道路等の公共空間から目立たないよう努める。 |  |
| 附属設備は道路等の公共空間から見えにくい位置に設けるよう努める。やむを得ない場合は、建築物等と調和した囲いの設置や緑化等により、目立たないよう努める。 |  |
| 適切な維持管理を行うとともに、店先や庭先を修景し、まち並みの魅力向上に努める。 |  |